



## 近隣被災者対応費用保険の発売

2020年6月12日

MS&ADインシュアランスグループのあいおいニッセイ同和損害保険株式会社(社長:金杉 恭三)は、落雷、風災、雹(ひょう)災、雪災による事業者施設の損壊が原因で、近隣の建物等に損害が発生したことにより、事業者が信頼の回復または失墜防止のために支出した費用を補償する「近隣被災者対応費用保険」を6月12日より発売しました。

### 1. 背景

近年、自然災害が多発する中で、風災等による事業者施設の倒壊が原因で、近隣の建物等を損壊させてしまう事故が発生しています。事業者が施設管理上の過失により法律上の損害賠償責任を負う場合は、加入している賠償責任保険で近隣の建物等の損害を補償することができますが、自然災害の場合、不可抗力として事業者が法律上の損害賠償責任を負わない場合があります。

一方で、加害者である事業者は自社の信頼の回復または失墜防止のために、損害賠償責任の有無にかかわらず、近隣の建物等の損害を補償したいニーズが存在します。

こうした事業者のニーズに応えるために、落雷、風災、雹(ひょう)災、雪災による事業者施設の損壊が原因で、近隣の建物等に損害が発生したことにより、事業者が信頼の回復または失墜防止のために必要かつ有益な措置を講じることによって支出した費用を補償する「近隣被災者対応費用保険」を開発しました。

また、補償対象を自然災害のうち、落雷、風災、雹(ひょう)災、雪災に限定し保険料の負担を下げ、加入できる業種を限定しないことで、より多くの事業者の方々に加入頂けるようにしました。

### 2. 概要

| 項目         | 補償内容  |
|------------|---|
| 補償の対象となる場合 | 事業者の対象施設の落雷、風災、雹(ひょう)災、雪災による損壊が原因で、近隣の被災者の財物に損壊が生じたことにより事業者が支出した費用を補償します。ただし、事業者が法律上の損害賠償責任を負担する場合を除きます。<br>(例:台風により事業者施設の屋根が吹き飛び、隣家に直撃し窓ガラスが壊れた) |
| 対象となる損害    | ① 被災者が所有する財物の修復費用<br>② 上記①以外の社会通念上妥当な費用のうち、当社の承認を得て支出した必要かつ有益な費用  |
| 支払限度額      | 1 事故・期間中 1,000 万円<br>ただし、①②合算で被災者 1 名につき 100 万円   |

### 3. 今後の展開

当社は損害保険会社として自然災害への取組みに注力し、今後もお客さまのニーズに合致した商品の開発、提供を行っていきます。また、本商品のご提案に合わせて、自然災害による建物の被害をリアルタイムで予測する世界初のウェブサイト cmap.dev (シーマップ)※をご案内することで、事業者様の防災・減災に向けた取組みを支援していきます。

※当社、エーオングループジャパン株式会社、国立大学法人横浜国立大学との共同研究の一環として開発しました。

詳細は以下 URL よりご覧いただけます。

URL : [https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2020/news\\_2020060400688.pdf](https://www.aioinissaydowa.co.jp/corporate/about/news/pdf/2020/news_2020060400688.pdf)

以上

当社は、社会との共通価値を創造し、目指す社会像である「レジリエントで持続可能な社会」を実現するため、SDGs(持続可能な開発目標)を道しるべとし、地域の皆さまに貢献する活動を行ってまいります。

